

平成二十年国家公安委員会規則第二十号

オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律施行規則
（平成二十年法律第八十号）第五条第一項第二号イ、ロ及びハ、第六条第一項並びに第十条の規定に基づき、オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成二十年法律第八十号）第八十号。以下「法」という。）第五条第一項第二号イ、ロ及びハの国家公安委員会規則で定める（対象犯罪行為により残った障害）

第一条 オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成二十年法律第八十号）第八十号。以下「法」という。）第五条第一項第二号イ、ロ及びハの国家公安委員会規則で定める（対象犯罪行為により残った障害）

により介護を要する状態にある場合にあつては、その必要の程度を含む。）に関する医師又は歯科医師の診断書その他の書類

三 対象犯罪行為により傷病を負つた者 負傷し、又は疾病にかかつた日及び負傷又は疾病の状態に関する医師又は歯科医師の診断書その他の書類であつて、当該負傷又は疾病が法第五条第一項第三号イ又はロに該当することを証明することができるもの

四 対象犯罪行為により障害が残つた者であつて対象犯罪行為によらないで死亡した者の遺族 第一号イ及びロ並びに第二号に掲げる書類

五 対象犯罪行為により傷病を負つた者であつて対象犯罪行為によらないで死亡した者の遺族 第一号イ及びロ並びに第三号に掲げる書類

第一項の規定による公安委員会に対するオウム真理教犯罪被害者等給付金支給裁定申請書の提出を受けようとするときは、オウム真理教犯罪被害者等給付金支給裁定申請書には、法第六条第三項に規定するやむを得ない理由及びその理由のやんだ日を証明することができる書類を添付しなければならない。

第三条 公安委員会は、法第七条第一項の規定によりオウム真理教犯罪被害者等給付金の支給に関する裁定を行つたとき又は法第八条第三項の規定により申請を却下したときは、速やかに、オウム真理教犯罪被害者等給付金支給裁定通知書（様式第一号）又はオウム真理教犯罪被害者等給付金支給裁定申請却下通知書（様式第三号）により、その内容を申請者に通知するものとする。

第二 公安委員会は、前項の規定による通知（オウム真理教犯罪被害者等給付金を支給する旨の通知に限る。）をするときは、申請者に対し、併せてオウム真理教犯罪被害者等給付金支払請求書（様式第四号）を交付するものとする。

（オウム真理教犯罪被害者等給付金の支払の請求）

第四条 オウム真理教犯罪被害者等給付金を支給する旨の裁定を受けた者は、その支払を請求しようとするときは、前条第二項に規定するオウム真理教犯罪被害者等給付金支払請求書を国に提出して行わなければならない。

（書類の保存）

第五条 オウム真理教犯罪被害者等給付金に関する書類は、その取扱いが完結した日から五年間保存するものとする。

附 則

この規則は、法の施行の日（平成二十年十二月十八日）から施行する。

附 則（平成二十八年二月一日国家公安委員会規則第二号）

この規則は、行政不服審査法の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

附 則（平成二八年三月一日国家公安委員会規則第四号）

この規則は、地方自治法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

附 則（令和元年五月二十四日国家公安委員会規則第一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年六月二一日国家公安委員会規則第三号）抄

（施行期日）

1 この規則は、令和元年七月一日から施行する。

附 則（令和二年一二月二八日国家公安委員会規則第一三号）

（施行期日）

第一条 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)
第二条 この規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

2 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則 (令和四年三月三一日国家公安委員会規則第一三号)

(施行期日) 令和四年四月一日から施行する。

1 (経過措置) この規則は、令和四年四月一日から施行する。

- (施行期日) この規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則 (令和五年九月二九日国家公安委員会規則第一三号)

(施行期日) 令和五年十月一日から施行する。

- (施行期日) この規則による改正前と同様（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

別表 (第一条関係)

身体上の障害

級四 第四	級三 第三	級二 第二	級一 第一	級等 等級
四三二一	五四三二一	五六四三二一	六七五三二一	身体上の障害
四三二一	五四三二一	五六四三二一	六七五三二一	第一兩眼が失明したもの 咀嚼及び言語の機能を廃したもの 神經系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護をするもの 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護をするもの 両上肢をひじ関節以上で失ったもの 両下肢をひざ関節以上で失ったもの 両下肢の用を全廢したもの
一上肢をひじ関節以上で失ったもの	一眼が失明し、他眼の視力が〇・〇六以下になつたもの 咀嚼又は言語の機能を廃したもの 神經系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 両手の手指の全部を失つたもの 両耳の聴力を全く失つたもの	第一両眼が失明したもの 咀嚼及び言語の機能を廃したもの 神經系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護をするもの 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護をするもの 両上肢をひじ関節以上で失ったもの 両下肢をひざ関節以上で失つたもの 両下肢の用を全廢したもの	第一両眼が失明し、他眼の視力が〇・〇二以下になつたもの 両眼の視力が〇・〇二以下になつたもの 神經系統の機能又は精神に著しい障害を残し、隨時介護をするもの 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、隨時介護をするもの 両上肢をひじ関節以上で失つたもの 両下肢を足関節以上で失つたもの	第一両眼が失明し、又は一眼の視力が〇・〇二以下になつたもの 咀嚼又は言語の機能を廃したもの 神經系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 両手の手指の全部を失つたもの 両耳の聴力を全く失つたもの
一上肢をひじ関節以上で失つたもの	一眼が失明し、他眼の視力が〇・〇六以下になつたもの 咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すものの両耳の聴力を全く失つたもの	第一両眼が失明し、又は一眼の視力が〇・〇二以下になつたもの 咀嚼又は言語の機能を廃したもの 神經系統の機能又は精神に著しい障害を残すものの両耳の聴力を全く失つたもの	第一両眼が失明し、又は一眼の視力が〇・〇二以下になつたもの 咀嚼又は言語の機能を廃したもの 神經系統の機能又は精神に著しい障害を残すものの両耳の聴力を全く失つたもの	第一両眼が失明し、又は一眼の視力が〇・〇二以下になつたもの 咀嚼又は言語の機能を廃したもの 神經系統の機能又は精神に著しい障害を残すものの両耳の聴力を全く失つたもの

級八 第八	級七 第七	級六 第六	級五 第五
八七六五四三二一	八十九一	八一	五一一下肢をひざ関節以上で失つたもの
一一一	一一一	一一一	二両手の手指の全部の用を廃したもの
一一一	一一一	一一一	三両足をリストラン関節以上で失つたもの
一一一	一一一	一一一	四一眼が失明し、他眼の視力が〇・一以下になつたもの
一一一	一一一	一一一	五神經系統の機能又は精神に著しい障害を残すものの両耳の聴力を全く失つたもの
一一一	一一一	一一一	六脊柱に著しい変形又は運動障害を残すもの
一一一	一一一	一一一	七両足の足指の全部を失つたもの
一一一	一一一	一一一	八両足の三大関節中の二関節の用を廃したもの
一一一	一一一	一一一	九両耳の聴力を全く失つたもの
一一一	一一一	一一一	十両手の五の手指又は母指を含み四の手指を失つたもの
一一一	一一一	一一一	十一両眼の視力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの
一一一	一一一	一一一	一二両耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの
一一一	一一一	一一一	一三脊柱に著しい変形又は運動障害を残すもの
一一一	一一一	一一一	一四両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になつたもの
一一一	一一一	一一一	一五両手の五の手指又は母指を含み四の手指を失つたもの
一一一	一一一	一一一	一六両眼の視力が〇・六以下になつたもの
一一一	一一一	一一一	一七両耳の聴力を全く失つたもの
一一一	一一一	一一一	一八両手の三大関節中の二関節の用を廃したもの
一一一	一一一	一一一	一九両手の五の手指又は母指を含み四の手指の用を廃したもの
一一一	一一一	一一一	二〇両手の五大関節を失つたもの
一一一	一一一	一一一	二一両手の五大関節を失つたもの
一一一	一一一	一一一	二二両手の五大関節を失つたもの
一一一	一一一	一一一	二三両手の五大関節を失つたもの

十九	一下肢に偽関節を残すもの
一足の足指の全部を失つたもの	二 両眼の視力が〇・六以下になつたもの
一眼の視力が〇・〇六以下になつたもの	三 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの
両眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの	四 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの
鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの	五 咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの
咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの	六 両耳の聽力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの
両耳の聽力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの	七 一耳の聽力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聽力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になつたもの
一耳の聽力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聽力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの	八 神經系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるるもの
神經系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるるもの	九 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの
胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの	十 一手の母指又は母指以外の二の手指を失つたもの
一手の母指又は母指以外の二の手指を失つたもの	十一 一手の母指を含み二の手指の用を廃したもの又は母指以外の三の手指の用を廃したもの
一手の母指を含み二の手指の用を廃したもの又は母指以外の三の手指の用を廃したもの	十二 一足の足指を含み二以上上の足指を失つたもの
一足の足指を含み二以上上の足指を失つたもの	十三 生殖器に著しい障害を残すもの
一足の足指の全部の用を廃したもの	十四 一眼の視力が〇・一以下になつたもの
生殖器に著しい障害を残すもの	十五 正面視で複視を残すもの
一眼の視力が〇・一以下になつたもの	十六 四齒以上に対し歯科補綴を加えたもの
正面視で複視を残すもの	十七 両耳の聽力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になつたもの
正面視で複視を残すもの	十八 咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの
咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの	十九 一耳の聽力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になつたもの
一耳の聽力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になつたもの	二十 一手の示指、中指又は環指の用を廃したもの
一手の母指又は母指以外の二の手指を失つたもの	二十一 一足の第二の足指を失つたもの、第二の足指を含み二の足指を失つたもの又は第三の足指以下の三の足指を失つたもの
一足の足指を失つたもの	二十二 一足の第一の足指又は他の四の足指の用を廃したもの
一足の足指を失つたもの	二十三 局部に頑固な神經症状を残すものの
生殖器に著しい障害を残すもの	二十四 男子の外貌に著しい醜状を残すもの
生殖器に著しい障害を残すもの	二十五 女子の外貌に醜状を残すもの
一眼の視力が〇・一以下になつたもの	二十六 一足の足指の指骨の一部を失つたもの
正面視で複視を残すもの	二十七 一足の母指の指骨の一部を失つたもの
正面視で複視を残すもの	二十八 一足の母指の指骨の一部を失つたもの
正面視で複視を残すもの	二十九 一足の第三の足指以下の一又は二の足指を失つたもの
正面視で複視を残すもの	三十 一眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの
正面視で複視を残すもの	三十一 二歯以上に対し歯科補綴を加えたもの
正面視で複視を残すもの	三十二 三歯以上の足指の用を廃したものの
正面視で複視を残すもの	三十三 四歯以上の足指の用を廃したものの
正面視で複視を残すもの	三十四 五歯以上の足指の用を廃したものの
正面視で複視を残すもの	三十五 六歯以上の足指の用を廃したものの
正面視で複視を残すもの	三十六 七歯以上の足指の用を廃したものの
正面視で複視を残すもの	三十七 八歯以上の足指の用を廃したものの
正面視で複視を残すもの	三十八 九歯以上の足指の用を廃したものの
正面視で複視を残すもの	三十九 十歯以上の足指の用を廃したものの
正面視で複視を残すもの	四十 一眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの
正面視で複視を残すもの	四十一 二歯以上の足指の用を廃したものの
正面視で複視を残すもの	四十二 三歯以上の足指の用を廃したものの
正面視で複視を残すもの	四十三 四歯以上の足指の用を廃したものの
正面視で複視を残すもの	四十四 五歯以上の足指の用を廃したものの
正面視で複視を残すもの	四十五 六歯以上の足指の用を廃したものの
正面視で複視を残すもの	四十六 七歯以上の足指の用を廃したものの
正面視で複視を残すもの	四十七 八歯以上の足指の用を廃したものの
正面視で複視を残すもの	四十八 九歯以上の足指の用を廃したものの
正面視で複視を残すもの	四十九 十歯以上の足指の用を廃したものの
正面視で複視を残すもの	五十 男子の外貌に醜状を残すもの

備考	一 視力の測定は、万国式試視力表による。屈折異状のあるものについては、矯正視力について測定する。
二 手指を失つたものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失つたものをいう。	三 手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、又は中手指節間関節若しくは近位指節間関節（母指にあつては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
三 手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、又は中手指節間関節若しくは近位指節間関節（母指にあつては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。	四 足指を失つたものとは、その全部を失つたものをいう。
四 足指を失つたものとは、その全部を失つたものをいう。	五 一足の足指の用を廃したものとは、手の末節骨の半分以上を失つたもの
五 一足の足指の用を廃したものとは、手の末節骨の半分以上を失つたもの	六 一足の足指の用を廃したものとは、手の末節骨の半分以上を失つたもの
六 一足の足指の用を廃したものとは、手の末節骨の半分以上を失つたもの	七 一足の足指の用を廃したものとは、手の末節骨の半分以上を失つたもの
七 一足の足指の用を廃したものとは、手の末節骨の半分以上を失つたもの	八 一足の足指の用を廃したものとは、手の末節骨の半分以上を失つたもの
八 一足の足指の用を廃したものとは、手の末節骨の半分以上を失つたもの	九 一足の足指の用を廃したものとは、手の末節骨の半分以上を失つたもの
九 一足の足指の用を廃したものとは、手の末節骨の半分以上を失つたもの	十 一足の足指の用を廃したものとは、手の末節骨の半分以上を失つたもの

五 足指の用を廃したものとは、第一の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失つたもの又は中足指節関節若しくは近位指節間関節（第一の足指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

六 各障害等級の障害に該当しない障害であつて、各障害等級の障害に相当すると認められるものは、当該障害等級に該当する障害とする。

様式第1号（第2条関係）

様式第1号（第2条関係）（令元公安規1・令元公安規3・令2公安規13・一部改正）
表
面

オウム真理教犯罪被害者等給付金支給認定申請書

被 害 者 者 住 所 (被害当時のもの)	フリガナ 氏 名 (被害当時のもの)	性 別 男 女	生 年 月 日	明 大 年 月 日
給 付 事 由	対象犯罪行為	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8)		
(1) 死亡	被害者との続柄	配偶者： 子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹		
	生計維持関係	有	・	無
(2) 障 害 (あの方はお の側にも記入 して下さい) (4)	他の第一階位遺族	有	・	無
	障 害 の程 度 (あの方はお の側にも記入 して下さい) (5)	介護を要する障害・重度障害・左記以外の障害 障害の部位及び 状態		
(3) 傷 病 (あの方はお の側にも記入 して下さい) (5)	通院加療期間	1月以上 ・ 1日以上1月未満		
	他 の 法 令 によ る 対 象 犯 罪 行 為 を 原 因 と し た 公 的 給 付 (かかる範囲で記入してください)	有 無	種類	1 労働者災害補償保険 (障害等級：) 2 国家(地方)公務員災害補償 (障害等級：) 3 その他()
破 産 手 続 の 届 出	有 ・ 無			

オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律(平成20年法律第80号)第6条第1項に基づき、以上のとおりオウム真理教犯罪被害者等給付金の支給認定を申請します。

令和 年 月 日 申請者 氏名
(申請が代理人によってなされる場合) 代理人 氏名
公安委員会 職

申請者又は代理人の連絡先	住 所：
	電話番号： () -
備 考欄	

◇担当者記載欄(申請者の方は記入しないでください)

受付：令和 年 月 日 午 時 分 第 号 警察署経由
(※裏面の注意をよく読んだ上で記入してください) (日本警察規格A列4番)

(裏 面)

注意

1 この給付金(は、オウム真理教による次の(1)から(8)までの事件に係る犯罪行為を対象としています。申請者や御親族が被害を受けた犯罪行為の番号に応じて、表面の「対象犯罪行為」の欄の番号に○印を記入してください。

- (1) 地下鉄サリン事件
- (2) 松本サリン事件
- (3) 平成元年11月4日に発生した弁護士及びその妻子の殺人事件
- (4) 平成6年5月9日に発生したサリンを使用した弁護士の殺人未遂事件
- (5) 平成6年12月2日に発生したVXを使用した殺人未遂事件
- (6) 平成6年12月12日に発生したVXを使用した殺人事件
- (7) 平成7年1月4日に発生したVXを使用した殺人未遂事件
- (8) 平成7年2月28日から同年3月1日にかけて発生した公証人喫食事務長の逮捕監禁致死事件

2 この給付金(は、次の(1)から(5)までの給付事由に該当する方(オウム真理教の構成員であった者を除く。)が申請することができます。申請者の該当する給付事由の番号に応じて、表面の「給付事由」の欄の番号に○印を記入し、当該番号の右の欄に必要事項を記入してください。(例) (5)に該当される方は「被害者との続柄」、「生計維持関係」及び「他の第1順位遺族」の欄にも記入してください。)

- (1) 対象犯罪行為により死亡した方の遺族
- (2) 対象犯罪行為により障害が残った方
- (3) 対象犯罪行為により傷病を負った方
- (4) (2)に該当する方であって対象犯罪行為によらないで死亡した方の遺族
- (5) (3)に該当する方であって対象犯罪行為によらないで死亡した方の遺族

3 2の(1)及び(4)及び(5)の遺族とは、対象犯罪行為により死亡した方又は対象犯罪行為により障害が残り、若しくは傷病を負った者であって対象犯罪行為によらないで死亡した方(以下「死亡被害者」という。)の死亡の時において、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する遺族であり、その順位は、法定の除外事由がない限り、(1)、(2)、(3)の順序(2及び3に掲げる遺族については、それぞれに掲げる順序)です。自分よりも先順位の遺族がある場合は、給付金の支給を受けることはできません。

申請者は、表面の「被害者との続柄」の欄の該当する続柄に○印を記入するとともに、(2)に該当する場合は「生計維持関係」の欄の「有」に、(3)に該当する場合は「無」に○印を記入してください。

- (1) 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事实上婚姻関係と同様の事情にあつた人を含む。)
- (2) 被害者の収入によって生計を維持していた子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹
- (3) (2)以外の被害者の子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹

4 申請者のほかに第1順位遺族がいる場合は「他の第1順位遺族」の欄の「有」に、他に第1順位遺族がない場合は「無」に○印を記入してください。

5 この申請書には、次の書類を添えてください。ただし、都道府県公安委員会の判断により、これらの書類を添える必要がない場合があります。詳しくは警視庁又は都道府県警察本部に相談してください。

添付書類	給付事由(2)(1)～(5)				
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
死亡した方の死亡診断書、死体検査書その他の該当死亡した方の死亡の概要及び死亡の年月日を証明することができる書類	○		○	○	
申請者の氏名、生年月日、本籍及び死亡した方との続柄を明らかにできることができる戸籍の謄本又は抄本	○		○	○	
負傷又は疾病的状態が認定したときににおける身体上の障害の部位及び状態に関する医師又は薬科医師の診断書その他の書類	○		○		
負傷又は疾病的状態に関する医師又は薬科医師の診断書その他の書類		○	○	○	

6 これまで被害者の方又はその御遺族の方が対象犯罪行為を原因として公的給付を受けた事実の有無(受けた事実がある場合は、当該公的給付の種類)及びオウム真理教に対する破壊・申立事件(東京地方裁判所平成7年(フ)第394号及び第3714号)における対象犯罪行為により生命又は身体を害されたことによる損害賠償請求権に基づく債権の届出の有無について記入してください。

※ 本書につき御不明な点がありましたら、警視庁若しくは都道府県警察本部又は最寄りの警察署にお問い合わせください。

様式第2号(第3条関係) (平成公審規2・令元公審規1・令元公審規3・一部改正)
(表一面)

住 所	第 号
氏 名	令和 年 月 日
公 安 委 員 会 団	
オウム真理教犯罪被害者等給付金支給裁定通知書	
令和 年 月 日付けで支給裁定の申請がありましたオウム真理教犯罪被害者等給付金については、下記の理由により、こととしましたので通知します。	
支給を受けることができる給付金の額	円
理 由	

◎裏面の注意をよく読んでください。 (日本産業規格A4判)

(裏一面)

注意

- 1 この裁定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、國家公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、裁定の通知を受けた日から3か月以内であっても、裁定の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります)。
- 2 裁定の取消しの訴え(取消訴訟)は、当該裁定についての審査請求に対する国家公安委員会の裁決を経た後でなければできません。ただし、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで裁定の取消しの訴え提起することができます。
 - (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) その他裁決を経ないことにさ正當な理由があるとき。
- 3 裁定の取消しの訴えは、当該裁定についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、 を被告として(新訟において を代表する者は 公安委員会となります)提起しなければなりません。

様式第3号(第3条関係) (平成20年公安機関規則第2・令元公安機関規則第1・令元公安機関規則第3・一部改正)

住 所	第 令和 年 月 日 号
氏 名 殿	公 安 委 員 会 団
オウム真理教犯罪被害者等給付金支給裁定申請却下通知書	
令和 年 月 日付けでオウム真理教犯罪被害者等給付金の支給裁定の申請がありました。が、オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律(平成20年法律第80号)第6条第3項の規定により、その申請を却下しましたので通知します。	
なお、この処分に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、国家公安委員会に対して審査請求をすることができま(処分の通知を受けた日から3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができないります)。	
また、処分の取消しの訴え(取消訴訟)は、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、被告として(訴訟においてを代表する者は、国家公安委員会となります)提起しなければなりません(なお、処分の通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります)。ただし、国家公安委員会に対して審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。	

(日本産業規格A4用紙)

様式第4号(第3条関係)

(表 面)

オウム真理教犯罪被害者等給付金支払請求書	
年 月 日	
警察庁 支出官 殿	
フリガナ 氏 名 住 所	
下記によりオウム真理教犯罪被害者等給付金の支払を請求します。	
請求金額 円	
① 裁 定	裁 定 番 号 第 号
	裁 定 年 月 日 年 月 日
	裁 定 公 安 委 員 会 名 公 安 委 員 会
② 支 払 方 法 及 び 預 済 し を 受 け る 機 関	銀 行 本 店 金 庫 支 店 預金の種類() 口座番号 第 号
	ア 口 座 振 込 イ 送 金 支 払 ウ 送 金 支 払
	銀 行 本 店 金 庫 支 店 郵便局

(日本産業規格A4用紙)

(裏面)

注意

1 「請求金額」には、オウム真理教犯罪被害者等給付金支給裁判通知書に記載されている「給付金の額」を記入してください。

2 ①の欄の「裁判番号」及び「裁判年月日」には、オウム真理教犯罪被害者等給付金支給裁判通知書に記載されている裁判番号及び裁判年月日を記入してください。

3 ②の欄は、「ア」から「カ」までのうち希望するものを1つだけ選び、その記号を○で囲んでください。仮渡しを希望する銀行又は金庫の名称は、正確に記入してください。

なお、「ア 口座振込」の欄は、銀行又は金庫に請求者名義の預金口座がある人だけが記入してください。

4 この請求書は、下記宛てに郵送してください。なお、下記の郵便番号は警察庁の個別の郵便番号ですから、警察庁の所在地の記載の必要はありません。

郵便番号100-8974

5 この請求書について御不明な点がありましたら、警視庁又は道府県警察本部にお問い合わせください。
